

第3 支援物資

1 物資輸送拠点の確保

(1) 代替施設による拠点機能の確保

(課題と対応方針)

熊本県では、物資輸送拠点として想定していた施設（グランメッセ熊本）が被災するとともに、周辺道路で交通渋滞が発生するなど、拠点機能が発揮できず、県内外の民間倉庫を利用して支援物資の受入れに対応した。また、市町村においても、物資輸送拠点の選定を終えていない事例が見られた。

大分県では、平成27年度に大分スポーツ公園を「広域防災拠点」として定め、大分銀行ドームを中心に物資輸送拠点として利用することとしており、今回、本震発災翌日（4月17日）から、支援物資の受入れを行うとともに、必要な仕分を行い輸送した。

今後は、熊本県での事例を踏まえ、県の物資集積拠点が、震災や周辺道路の渋滞等により利用できなくなった場合を想定した拠点の確保を検討する必要がある。県の物資輸送拠点に求められる役割は、一度に大量に送られてくる支援物資を一旦受入れ、仕分を行い市町村へ輸送する緩衝（バッファ）の役割が求められることから、相当程度の保管スペースが必要であり、単独の市町村物資輸送拠点では代替が困難である。従って検討に当たっては、県外施設の利用も視野に入れ検討する必要がある。

また、県内の市町村物資輸送拠点の選定やネットワーク化は図られているものの、個々の施設について、屋根の有無や、フォークリフトの利用の可否などの視点から再検討を行う必要がある。

ア 県外施設の利用

九州各県が保有する施設の相互利用や、県外の民間倉庫等の利用の検討

(具体的な取組内容)

○九州各県の物資輸送拠点の相互利用等

- ・九州・山口各県で、物資輸送拠点等を相互に利用して物資輸送を行う仕組みづくりについて、今後九州地方知事会の政策連合の取組として提案、検討。
- ・県外の民間倉庫の利用については、発災時において必ずしも指定した倉庫が利用できるとは限らない一方で、今回の熊本地震のように有効な代替施設となり得るため、その利用に係る依頼方法など、九州運輸局等と協議しながら手順を設定。（広域受援計画の見直し）

(実施機関：(県)防災局(防災危機管理課))

実施項目（上記取組のための具体的実施項目）	取組主体（相手方）	28年度	29年度	30年度以降
九州各県の物資輸送拠点の総合利用	防災危機管理課	検討	運用	
「県広域受援計画」の見直し	防災危機管理課	改定		



県物資輸送拠点（大銀ドーム）での支援物資の集積

イ 県内施設の利用

市町村が保有する施設の相互利用や、県内の民間倉庫等の利用の検討

（具体的な取組内容）

○市町村の物資輸送拠点等の確保

- ・市町村の物資輸送拠点について、耐震性、屋根の有無、フォークリフト利用の可否などの視点で見直しを依頼。
- ・県及び市町村相互間の災害時応援協定に基づき、支援側の市町村の物資輸送拠点を利用して被災市町村を支援ができるよう拠点のネットワーク機能を強化。
- ・県内の民間倉庫等の利用について、あらかじめ県内の業界団体と協定を締結するなど体制を整備。（広域受援計画の見直し（再掲））

（実施機関：（県）防災局（防災危機管理課）（県災対）支援物資部（関）民間事業者等

実施項目（上記取組のための具体的実施項目）	取組主体（相手方）	28年度	29年度	30年度以降
「県広域受援計画」の見直し（再掲）	防災危機管理課	改定		
県倉庫協会との物資保管協定の締結（物流の専門家派遣を含む）	支援物資部（県倉庫協会）	協定締結		

2 輸送手段の確保

(1) 確実に避難所へ配送できる輸送体制の構築

ア 民間事業者のノウハウ等の導入

輸送業・倉庫業などの民間事業者との協定締結の推進

(課題と対応方針)

熊本地震では熊本県内の拠点での物資の荷下ろし、仕分け、管理、積込みといった一連の作業に、不慣れな行政職員が従事し、作業が効率的ではなかったため、物資が滞留した。支援物資の在庫管理等の業務を円滑に行うためには、これらの業務に精通した民間事業者のノウハウ等を導入することが不可欠である。

本県では、本震発生の直後から、県自ら物資輸送を行うとともに、「緊急・救援輸送に関する協定」に基づき大分県トラック協会や、赤帽大分県軽自動車運送協同組合に支援要請を行い、支援物資の輸送や荷積み・荷下ろしに必要なフォークリフトの供与とそのオペレーターの派遣を受けることにより、円滑な輸送ができた。

大規模災害が発生した場合は、膨大な支援物資を取り扱うことが想定されることから、今後は、避難所までの物資の輸送だけでなく物資集積拠点における物資の受入れや仕分け、保管・管理、出庫作業などについても、ノウハウのある民間事業者の力を一層取り入れるべきである。

今回は、輸送事業者が被災しておらず積極的な協力を得られたことや、輸送ルートとなる道路に被害が少なく通行が可能であったこと、ガソリンなどの燃料の供給が逼迫しなかったことも円滑な輸送に貢献しており、こうした点にも配慮して検討を行う必要がある。

(具体的な取組内容)

- 広域輸送や地域内輸送に対応するための輸送事業者等との協定締結
(協定締結済) 大分県トラック協会、赤帽大分県軽自動車運送協同組合
(今後協定締結予定) 大手輸送事業者(日本通運、ヤマト運輸等)、災害ボランティアバイク隊
- 被災者等の輸送に係る大分県バス協会との輸送協定の締結
- 物資輸送拠点以外での車両への物資積み卸しに必要な人員、機材の確保対策の整備
- 市町村職員、振興局職員等による対応、輸送協定に基づくフォークリフト手配
- 輸送協定未締結の市町村に対する協定締結に向けた支援
- 車両などへの燃料の優先供給方法の改善

(実施機関：(県災対)通信・輸送部 (関)民間事業者等)

実施項目（上記取組のための具体的実施項目）	取組主体（相手方）	28年度	29年度	30年度以降
輸送事業者との災害時物資輸送協定の締結	通信・輸送部 （輸送事業者 災害ボランティアパ イク隊）	➡ 協定締結		
バス輸送に係る協定の締結	通信・輸送部 （大分県バス協 会）	➡ 協定締結		
車両への積み卸しを行う人員、機材の確保策	通信・輸送部 （輸送事業者、 県振興局、市町村）	➡ 作成		
県内市町村の災害時物資輸送協定締結の支援	通信・輸送部 （市町村、輸送事 業者）		⋯➡ 調整	➡ 協定締結

○民間事業者のノウハウ等を導入して支援物資の保管・管理・出庫作業などを円滑に進めるための大分県倉庫協会との物資保管協定の締結

（実施機関：（県災対）支援物資部（関）民間事業者等）

実施項目（上記取組のための具体的実施項目）	取組主体（相手方）	28年度	29年度	30年度以降
県倉庫協会との物資保管協定の締結（再掲） （物流の専門家派遣を含む）	支援物資部 （県倉庫協会）	➡ 協定締結		



大分銀行ドームにおける支援物資の荷下ろし作業（4月17日）

支援物資が避難所までスムーズに行き届くよう、国、県、市町村及び民間事業者等の役割分担を明確化

（課題と対応方針）

熊本県では、輸送拠点に集積された物資が避難所に届くまでに時間を要した事例（いわゆるラストワンマイル問題）がみられたことから、民間事業者等の協力を得ながら、物流の川上から川下まで、物資がスムーズに行き届くような仕組みの構築を検討する必要がある。

一方で、大規模災害が発生した場合、民間事業者についても自社の事業を継続す

る上で必要な作業をまずは優先する必要がある、発災直後から全面的な協力を求めることは困難となることが予想される。そこで、県、市町村及び民間事業者等の役割について、発災後のフェーズごとに整理を行い切れ目のない輸送体制の構築を行う必要がある。

(具体的な取組内容)

- 「大分県広域受援計画」の見直し（再掲）
 - ・発災時の物資輸送・物資保管における県、市町村、民間事業者等の役割分担について、発災後のフェーズごとに整理し、明確化



由布市役所庄内庁舎における支援物資の荷下ろし作業（4月22日）

(実施機関：(県)防災局(防災危機管理課))

実施項目（上記取組のための具体的実施項目）	取組主体（相手方）	28年度	29年度	30年度以降
「県広域受援計画」の見直し（再掲）	防災危機管理課	➡ 改定		

(2) 孤立集落等への代替輸送方法の確立

ア 支援物資を空輸するためのルール化の検討

ヘリコプター等を利用した支援物資の輸送方法の検討

(課題と対応方針)

震災による幹線道路の不通や、支援車両の集中による大規模な交通渋滞等によりトラックを利用した支援物資等の陸上輸送が困難な場合、孤立した集落等への代替輸送方法について検討を行う必要がある。

(具体的な取組内容)

- 「大分県大規模災害時ヘリコプター災害対策活動計画」の見直し
 - ・大規模災害発生直後は、利用できるヘリコプターの機体数が限られる中で、人命救助を優先した機体運用となる。そうした制約の中で、必要な支援物資が円滑に空輸できるよう自衛隊等関係機関と協議を行い、要請方法や輸送可能な量

などを事前に確認を行い、必要な事項を活動計画に盛り込む

(実施機関：(県)防災局(防災危機管理課))

実施項目（上記取組のための具体的実施項目）	取組主体（相手方）	28年度	29年度	30年度以降
「大分県大規模災害時ヘリコプター災害対策活動計画」の見直し	防災危機管理課	→ 改定	→ 運用	

3 支援物資のニーズ把握及び円滑な管理

(1) プル型物資支援における県への要請

物資受発注システム導入の検討

(課題と対応方針)

今回の熊本地震においては、国の避難所への物資支援は、発災直後は避難所からの要請を待たず、食料など生存に必要な物資を中心に届ける、いわゆるプッシュ型支援からスタートしたが、時間の経過とともに、肌着やマスク等へ避難者のニーズも変化し多様化したことから、避難所からのニーズに応じた支援、いわゆるプル型支援に移行する必要性が生じた。こうしたフェーズ移行を円滑に進めるためには、避難所ごとのニーズを的確に把握し、集計することが重要になる。

今回、熊本県では、4月28日から民間事業者が提供したシステムを利用して、避難所のニーズ把握を行った。タブレット端末を利用して避難所から入力するなど、ICTの利用によりスムーズな集計ができていた。また、同システムは、避難所の避難者数把握にも利用できることから、小規模な風水害にも対応でき、汎用性が高い。

今後、県でも物流の途絶や避難の長期化を見据えた、避難所ニーズの把握体制を整備する必要があることから、市町村と連携を図りながらシステムの導入を検討していく必要がある。

(具体的な取組内容)

○システム導入に向けての検討

- ・費用対効果の面を考慮しつつ、物資発注状況や輸送状況等を共有できる仕組みなど、必要な機能について実際に利用する市町村の意見を聞きながら検討を行う。また、システム構築の際は、大分県広域防災ポータルサイト（防災GIS）の更新期にも重なるため、両システムの統合も視野に入れる。

○タイムラインに応じた必要物資の整理及びプッシュ型とすべき“定番品目”とプル型とすべき品目を区分しての整理

(実施機関：(県)防災局(防災危機管理課))

実施項目（上記取組のための具体的実施項目）	取組主体（相手方）	28年度	29年度	30年度以降
システム導入の検討	防災危機管理課		→	→
			システムの検討	システム構築

4 備蓄物資の見直し

(1) 支援物資の確保

現物備蓄の品目追加や流通備蓄の確保のため、民間事業者との協定先を拡大

(課題と対応方針)

今回の地震では、通常の物流が動いているにも関わらず、熊本県での需要が大きく全国的に在庫が不足したこともあり、県内でもブルーシートなど一部の物資の調達が困難となった。仮に、より広域の災害が発生した場合には、各都道府県での流通物資の需要が増大することも予想される。

今後、被災地へ必要な物資を円滑に提供するために、市町村とも連携して現物備蓄物資の品目及び数量の見直しを行うとともに備蓄場所の確保、民間事業者との流通備蓄物資協定締結先の拡大を検討する必要がある。

(具体的な取組内容)

- 食料等が物資として搬送され、被災者に届くまでには一定の時間が必要となることを踏まえ、各家庭においても必要な水・食料を備蓄するなど自助の重要性を改めて住民に周知・啓発
- 県内市町村や九州・山口各県との間での備蓄物資リストの共有、最新の備蓄数量の更新
- 市町村における備蓄状況も踏まえ、ブルーシートや毛布など現物備蓄の品目及び数量の見直し及び新たな備蓄場所の確保の必要性の検証
- 民間事業者との流通備蓄物資協定の締結先の拡大

(実施機関：(県災対)支援物資部 (関)民間事業者)

実施項目（上記取組のための具体的実施項目）	取組主体（相手方）	28年度	29年度	30年度以降
現物備蓄の品目および数量の見直し	支援物資部		→	
			段階的に実施	
新たな備蓄場所の確保	支援物資部		→	
			段階的に確保	
流通備蓄確保のため、「災害時における生活必需物資の供給に関する協定」締結先の拡大	支援物資部（民間事業者）	→	→	→
		実施	随時実施	随時実施